

伯耆国の玄賓僧都伝説と阿弥陀寺

原田 信之¹⁾*

1) 新見公立大学健康科学部

(2017年11月15日受理)

玄賓(七三四～八一八)は南都法相宗興福寺の高僧であったが、備中国(岡山県)や伯耆国(鳥取県)など、隠遁した地で寺院を建立していたことが知られている。伯耆国に関するものでは、『日本三代実録』に伯耆国会見郡で阿弥陀寺を建立したことが記されているが、その場所がどこであったのかは未だにわかっていない。玄賓が伯耆国会見郡に建立した阿弥陀寺の場所については、これまでに伯耆大山建立説と伯耆賀祥建立説が提示されてきた。寛保二年(一七四二)成立の『伯耆民諺記』、安政五年(一八五八)編纂の『伯耆志』会見郡分などの地誌類に加え、地域に伝わっている文献や伝承を調査した結果、玄賓が伯耆国会見郡に建立した阿弥陀寺の場所は、伯耆賀祥(鳥取県南部町賀祥)であった可能性が極めて高いことがわかった。伯耆大山には玄賓の伝承は伝わっていないが、伯耆賀祥には玄賓が豊寧寺(伯耆三十三札所第三番。法寧寺、保寧寺、宝念寺とも。阿弥陀寺があった地とされる)と白山権現を草創したとの伝承があり、その地には「あみだいじ」という地名が残っている。

(キーワード) 玄賓、阿弥陀寺、伯耆大山、伯耆賀祥、豊寧寺

はじめに

南都法相宗興福寺の高僧であった玄賓(七三四～八一八)は、都から遠く離れた地で隠遁生活を送りながらも、隠遁した地で寺院を建立していたことが知られている。確実な文献資料に記されたものとしては、備中国の湯川寺と伯耆国の阿弥陀寺がある。

備中国に関するものでは、興福寺本『僧綱補任』弘仁五年の項に大僧都の玄賓が「遁去して備中国湯川山寺に住む」などとあることから、玄賓が備中国で湯川寺を建立したことがわかる¹⁾。

伯耆国に関するものでは、『日本三代実録』貞観七年(八六五)八月二十四日の条に「昔弘仁の末、沙門玄賓、伯耆国会見郡に於いて阿弥陀寺を建立す。是に至りて勅して永く寺田十二町九段四十歩の租を免ず。本国内の百姓の施入する所也。」²⁾とあることから、玄賓が伯耆国会見郡で阿弥陀寺を建立したことがわかる。

貞観七年は清和天皇時代の年号で、玄賓が亡くなってから四十七年後にあたる。玄賓没後半世紀の頃にも阿弥陀寺は伯耆国会見郡に存在しており税金免除の恩恵を受けていることから、玄賓がいかに尊敬されていたかがうかがえる。また、山間地の寺田十二町九段四十歩というのは相当な面積であることから、当時の阿弥陀寺はかなりの寺勢を有していたことがわかる。

玄賓が建立した寺院の数は不詳であるが、少なくとも備

中国湯川寺と伯耆国阿弥陀寺の二寺院を建立したことは確認できる。隠遁生活を志向したこともあり、玄賓の動静はよくわからないが、これまでの筆者の研究により、事実かどうかは不明ながら、備中国における玄賓伝承の実態はかなりわかってきた³⁾。しかし、伯耆国における玄賓の動静は未だによくわかっておらず、玄賓が建立した阿弥陀寺がどこにあったのかさえ未確定の状態にある。

本稿では、玄賓が確実に伯耆国会見郡に建立した阿弥陀寺の場所について、これまでの説を検討して比定地の確定を目指すとともに、伯耆国における玄賓伝説の実態を明らかにすることを目的とする。

1 阿弥陀寺伯耆大山建立説

玄賓が伯耆国会見郡に建立した阿弥陀寺の場所については、これまでに二つの説が提示されてきた。一つ目は阿弥陀寺伯耆大山建立説、二つ目は阿弥陀寺伯耆賀祥建立説である。

『鳥取県の地名』「会見郡」の項に「『三代実録』貞観七年八月二四日条によれば、弘仁(八一〇～八二四)末、沙門玄賓により伯耆国会見郡内に阿弥陀寺が建立されていた。貞観七年朝廷は勅により以前同国の百姓が施入していた同寺の寺田一二町九反四〇歩の租を永く免じた。阿弥陀寺の所在地については大山の阿弥陀堂とする説、現西伯町下中谷の賀祥に比定する説など諸説があつて、確定しがた

*連絡先: 原田信之 新見公立大学健康科学部看護学科 718-8585 新見市西方1263-2

い。」⁴⁾と記されているように、現在でも、阿弥陀寺の所在地は確定していない。

阿弥陀寺の場所に関する二説のうち、最初に、阿弥陀寺伯耆大山建立説について検討してみることとする。

伯耆大山に阿弥陀寺があったという説が説かれるようになったのは、大山に有名な阿弥陀堂(国指定重要文化財)があったためであろうと推定される。

大山の阿弥陀堂と玄賓について昭和七年刊行の『鳥取県郷土史』は、「玄賓の居つた「伯耆の山」とは、大山を指称するものであらうといはれ、更にその大山に於ては、古来最も世に尊重される阿弥陀堂が存し、また大山より流れ出る川を阿弥陀川といふなどのことに思ひ至ると、玄賓創建の所謂阿弥陀寺は、大山の阿弥陀堂ではないかといふ感を深くする。(略)三代実録に「弘仁の末」とあるのは、或は「光仁」の誤記ではなからうか。光仁天皇の末、すなはち奈良時代の末期に、その建立の年代があるかと思はれる」⁵⁾と述べている。しかし、この大山の阿弥陀堂説について『鳥取県史』は、「『鳥取県郷土史』は、「弘仁の末」というのは全く誤りであると断じ、また、阿弥陀寺は大山の阿弥陀堂ではないかと記しているが、いずれも根拠は全くない。(略)寺の所在は、会見郡内であること以上は不明で、寺名だけから、これを大山の阿弥陀堂に当てることは無理である」⁶⁾と否定している。『鳥取県史』が否定しているように、阿弥陀寺は大山の阿弥陀堂ではないかという『鳥取県郷土史』の説には全く根拠がない。

では、伯耆大山の阿弥陀堂はいつ建立されたのであろうか。沼田頼輔氏は大山の阿弥陀堂の創建時期について、「其の創建は寺伝の如く、果して貞観年間の作に係るものなるか、未だこれを徴証するに由なきも、少くとも、この建造物が、藤原の末期か、鎌倉初代の建築に係るものなりといふに至りては、何人もこれを疑ふものあらざるべし」⁷⁾と述べている。今日においても、貞観年間の作との徴証はなく藤原時代末期か鎌倉時代初期の建築とする沼田氏の説は支持されており、『鳥取県の地名』「阿弥陀堂」の項も「阿弥陀堂創建の年代は確定しがたいが、天承元年(一一三一)三月一四日などの胎内銘をもつ本尊阿弥陀如来像が存在しているから、遅くとも平安末期と推定される。通説によると阿弥陀堂はもと南光院川(佐陀川)左岸のジョウゴ谷とよばれる地にあったといい、ジョウゴは常行堂のなまりとされる。この常行堂は享祿二年(一五二九)の大洪水で破損・流失し、天文六年(一五三七)新しい地を選び、同二一年再建されたのが現存する阿弥陀堂である(阿弥陀堂棟札銘)」⁸⁾と述べている。

天承元年(一一三一)などの胎内銘をもつ本尊阿弥陀如来像が存在しているから「遅くとも平安末期」と推定されるということであるが、平安時代末期を遡る確実な史料が存在しないため、成立の起源を特定することは難しいことがわかる⁹⁾。残された現在の史料等から、大山の阿弥陀堂

の成立を弘仁の末(玄賓は弘仁九年(八一八)寂)まで遡らせるのは難しいといえよう。

そもそも大山寺はいつ頃開基されたのであろうか。沼田頼輔氏は「大山寺縁起」といへる俗書には、智積上人の開基に係るといへども、是恐らくは修験道に於ける大山の開祖にして、仏道に於ける大山寺の開祖にあらざるべし。「伊呂波字類抄」には、行基菩薩のこれを創めたることを記せども、寺伝に伝はず、其の他史籍にも見る所なければ信じ難しとす。寺伝にもこれを伝へ、また史籍にも見えて、慥かに当山の開祖と見るべきは金蓮上人なるべきか。上人は養老の頃の人なり。寺伝には、出雲国玉造の人なりといふ。俗名を俊方といふ。事によりて発心して僧となり、家を堂に作りて地蔵を祀りしとぞ。これを有名なる大山寺の起源となす」¹⁰⁾と記している。下村章雄氏は『山陰の古寺』で「養老開基説はやゝ疑わしい」¹¹⁾と述べて沼田氏の養老開基説に疑問を呈しているが、成立時期については、『大山雑考』の補註で「私は、奈良朝に、大山に「地主神」的な神格はいつきまつられ、それが、大山神に発展し、神仏習合の基礎となつたものだろうと推定している」¹²⁾と述べている。

沼田頼輔氏が「俗書」と記した「大山寺縁起」について、下村章雄氏は「この縁起には、相当に史実的のことも見えておつて、寛治の僧兵上洛など「中右記」のような史料で確証のあがるものもある。沼田氏が全く俗書として、一顧もしておられぬのは、いさゝか酷であろう。史料の乏しい大山史では、これも貴重であろう。」¹³⁾と記している。鎌倉時代末期には成立していたとされる洞明院本「大山寺縁起」には、宝浄世界の智積菩薩が来たこと、孝霊天皇第六年丙子御門臨幸のこと、天武十二年(六八四)役ノ優婆塞が来て修行したこと、聖武天皇神亀五年(七二八)行基菩薩が来て岩をうがって水を出したこと、依道という獵師が地蔵菩薩を感得して出家し金蓮聖人として南光院・西明院を起こしたこと、慈覚大師が唐から帰朝した時に大山の麓の汗入郡稲光ノ里を通して権現を礼拝したこと等々、多様な内容が記されている¹⁴⁾。縁起類は史実と虚構と伝承が混在しているため、扱いが難しい。「大山寺縁起」についても、記述の背景を考慮しながら利用する必要がある。

沼田氏が大山の開祖と見ている金蓮上人(俗名俊方)は、「大山寺縁起」では依道という獵師であったと記されている。また、十三世紀中頃成立と推定されている説話集『撰集抄』卷七第十二話「大智明神 伯耆太(大)山」に「俊方」という弓取が大山で地蔵菩薩を感得して出家し、称徳天皇(在位七六四～七七〇)の時に大智の明神(本地は地蔵菩薩)の社が建立された話がある¹⁵⁾。

平安時代末期成立と推定されている『今昔物語集』卷十七「依地蔵示従愛宕護移伯耆大山僧語第十五」に、愛宕山に住む蔵算という貧しい僧が夢のお告げで伯耆国大山に詣で大智明菩薩(地蔵菩薩の垂迹)に帰依して六年修行して京に帰ってきたところ人々から敬われて豊かになったと

いう話がある¹⁶⁾。本文に、蔵算は平救阿闍梨(長元九年(一〇三六)東寺阿闍梨となる)の弟子とあるから、この話は十二世紀初頭頃のものかと推定される。伯耆大山における地藏信仰の面から注目される説話である。

「大山寺縁起」にみえる、宝浄世界の智積菩薩、孝霊天皇、役ノ優婆塞、行基菩薩に関しては、大山寺にこのような伝承があったことの意味について、それぞれ検討してゆく必要がある。なお、慈覚大師円仁『入唐求法巡礼行記』承和十四年(八四七)十一月二十八日の条に「於大山寺。始入唐時所祈金剛般若五仟卷」とある「大山寺」は、近年の研究で筑前国大山寺(竈門山寺、有智山寺、内山寺とも)であることが明らかにされている¹⁷⁾。慈覚大師円仁と伯耆国大山寺の関係についても、今後のさらなる研究の進展が期待される。

ここで確認しておく必要があるのは、玄賓創建の阿弥陀寺が大山の阿弥陀堂であった場合、大山寺関係の文献に記されたはずであるが、関連文献に玄賓に関する記述が全く見当たらない点である。また、貞観七年(八六五)に、玄賓が建立した阿弥陀寺に対して永く寺田十二町九段四十歩の租を免ずとの勅許が下されたことさえ大山寺関係文献にみえないことも注目される。天皇より永く寺田十二町九段四十歩の租を免ずとの勅許が下されたことは大変名誉なことなので、もし阿弥陀堂が玄賓建立の阿弥陀寺であった場合、大山関係の文献に必ず記載されたはずである。

特に、大山寺関連事項を伝承を含めて詳細に記述し、「行基」(玄賓と同じ「法相宗」の僧)が来たときえ記している「大山寺縁起」に、玄賓が阿弥陀寺を建立したという記述がなく、貞観七年に玄賓建立の阿弥陀寺に永く寺田の租を免ずとの勅許が下されたことの記述もないということは、阿弥陀寺は大山寺に建立されておらず、永く租を免じられた寺田も大山寺の土地ではなかったと考えてよいのではあるまいか。

もう一つ問題となるのが、『日本三代実録』に玄賓が伯耆国「会見郡」に阿弥陀寺を建立した(「沙門玄賓於伯耆国会見郡。建立阿弥陀寺。」)と記されている点である。そもそも、玄賓の時代の伯耆大山は伯耆国会見郡に属していたのであろうか。

『国史大辞典』「汗入郡」の項に「伯耆富士として知られる大山(一七一三メートル)は本郡の南部にあり、平安時代から多くの寺領荘園をもつ大山寺がその中腹にあり、山岳仏教の霊地として栄えた。(略)郡内の荘園としては、鎌倉時代の八条院領御厨、(略)、室町時代の国延保(醍醐蓮蔵院領)・稲光保(伯耆大山寺領)などがあった。(略)江戸時代初期の村数は六十九ヵ村、石高約二万一千石、幕末には六十八ヵ村、石高二万五千石余に増加している。このほか郡内九ヵ村は慶長十九年(一六一四)から大山寺領の中に入れられ、藩政とは別個に大山寺の支配をうけ、明治維新に及んだ。」¹⁸⁾とあり、『鳥取県の地名』「汗入郡(古

代)」の項に「『出雲国風土記』に「大神嶽」とみえる大山は奈良時代に山岳修行の聖地として開かれ、平安時代中期までに地藏信仰を中心とする天台宗寺院としての体制が整えられた。平安末期には阿弥陀信仰の盛況に伴い阿弥陀堂も建立された。」¹⁹⁾とあるように、通常大山は伯耆国汗入郡にあったとされる。

しかし、『延喜式』卷十神祇十神名下の、「伯耆国」の「会見郡二座」の項に「大神山神社」²⁰⁾の名が記されていることで、種々の論争があった。明治の神仏分離以前の「大神山神社」は大智明権現(大山智明権現・大山権現)を祀る社であったため、「大山」・「大神山神社」・「会見郡」をめぐる問題が生じたわけである。

下村章雄氏は、『延喜式』に大神山神社が会見郡にあると記されている点について、大神山神社は大山とは別の会見郡内の場所にあったという説、境界変動説、誤記説などがあることを述べ、「境界変動や誤記はあり易いと軽くあしらうと、玄賓が阿弥陀堂を会見郡に建てたのも、大山であろうかと臆測するのも便利であるが、しかし、そのように簡単にいくかどうかは問題である」²¹⁾と記している。

伯耆大山は伯耆国会見郡にあるとも伯耆国汗入郡にあるとも記されるのは、このような問題が背景にあるため、結局、玄賓の時代の大山が会見郡に属していたのか汗入郡に属していたのかは、残された史料が少ないため、現在でも不詳とせざるをえないことがわかる。玄賓の時代の伯耆大山が伯耆国会見郡に属していなかった場合、もちろん阿弥陀寺伯耆大山建立説は成立しないことになる(玄賓の時代の伯耆大山が伯耆国会見郡に属していた場合でも、阿弥陀寺伯耆大山建立説は成立しにくいことはすでに述べた)。

では、大山寺に玄賓の伝承は伝えられてきたのであろうか。下村章雄氏は玄賓について「大山寺にはその伝説はないようである」²²⁾と述べている。現在の伝承はどういう状況なのか、筆者も伯耆大山周辺で聞き取り調査をしてみたが、伝承の痕跡を見つけることはできず、玄賓の名前さえ知られていなかった。

以上のことから、大山寺阿弥陀堂と玄賓が建立した阿弥陀寺とは全く関係がなく、阿弥陀寺伯耆大山建立説は成立しないと判断してよいと思われる。

II 『伯耆民諺記』の玄賓伝承

では、伯耆国において玄賓はどのように認識されてきたのであろうか。伯耆国の地誌類を参考にして検討してみることにはしたい。

伯耆国における玄賓の伝承としては、地誌『伯耆民諺記』(ほうきみんげんき)にみえる記述が最も古いと推定される。荻原直正氏が「伯耆民諺記を第一原稿、白亀民談を第二原稿、伯耆民談記を第三原稿と呼ぶことも出来そうであ

る」²³⁾と述べているように、寛保二年（一七四二）に鳥取藩士松岡布政が『伯耆民談』を執筆した後、安永九年（一七八〇）に鶴殿長綱が『白亀民談』に補筆するなど、『伯耆民談記』（別称に伯陽民談記などがある）に至るまで後人の手が入っているようである。松岡布政の第一原稿とみられている『伯耆民談記』にも複数の写本があり数本確認したが、それぞれ本文に異同がみられ、書写者によって加除がなされたように見受けられた。

『伯耆民談記』巻之六の「大山」の項の末に「釈之玄賓僧都山居之沙汰并護国山法寧寺之事」という項がある。この部分を引用する（便宜的にA B部分に分け、句読点と傍線・波線を付した）。

A 玄賓僧都居住之沙汰／当山ノ麓ニ釈ノ玄賓僧都居住ス。桓武天皇ヨリ賜シ物共有ト云。『釈書』僧都ノ伝ニ云、「疾族人道鏡媚称徳帝。潜入伯州之山。桓武帝有病。遠詔山中。乞冥助。至化難遁。乃負鉢囊而入都。上疾愈。辞而帰山」云々。／居処数百年ノ歲月延フ事ナルニ依リ、今其跡ヲ知人モナク何レノ処トモナク僧都此山ノ麓ニ住セルト而已口碑ニ伝来ス。

B 会見郡ニ護国山保寧寺ト云寺跡有テ今纔ニ草堂ヲ結ヒ観音ヲ安置ス。古ヘハ大ナル伽藍ト云。此寺僧都ノ居住ノ地ト云。蓋此僧都誕ハ備中ノ人ニシテ同国温泉寺ニシテ出家スト云。²⁴⁾

表題の「釈之玄賓僧都山居之沙汰并護国山法寧寺之事」は、『伯耆民談記』巻之六冒頭「目録」の「大山」の項末尾に記されたもので、本文では「玄賓僧都居住之沙汰」という表題になっている。内容はA部分が「玄賓僧都山居（居住）之沙汰」、B部分が「護国山法寧寺之事」となっている。

A部分では、大山の麓に玄賓僧都が居住し、桓武天皇から賜った物などがあると言われていると記し、『元亨釈書』の玄賓伝を引用し（称徳帝に媚びる道鏡を厭い伯耆の山に潜み、桓武帝の病で都に呼び戻され、帝の病が癒えた後に辞して山に帰った）、数百年の歳月が経っているため今はその居住跡を知る人もなく、僧都が大山の麓に住んでいたという口碑だけが伝わっていると述べている。

B部分では、会見郡に護国山保寧寺という寺跡が有り、今は僅かに草堂に観音が安置されているが昔は大きな伽藍があったということ、この寺は僧都が居住していた地と言われていること、この僧都は備中国で誕生した人で備中国温泉寺で出家したということなどが記されている。（なお、保寧寺は、法寧寺、豊寧寺、宝念寺とも記される。資料によって違うので本稿では統一しなかった。）

つまり、『伯耆民談記』は、伯耆国の玄賓伝承には、大山麓居住説（A部分）と会見郡保寧寺居住説（B部分）の二説があると記していることがわかる。この二説で注目されるのは、大山麓居住説は今も居住跡を知る人もいないと現実味がない記述となっており、会見郡保寧寺居住説は今

は僅かな草堂だが昔は大きな伽藍があったらしいと具体的な記述となっている点である。しかも、大山麓居住説は、「当山ノ麓」「此山ノ麓」と大山ではなくあくまで大山の「麓」に居住したらしいと記されている点が興味深い。

伯耆国に玄賓が居住したと聞くと、居住地候補としては、今でもやはり第一に霊峰伯耆大山が思い浮かぶが、おそらくこれは数百年前でも同様であったと推定される。しかし、先に検討したように、伯耆大山には玄賓の伝承は伝えられていない。そのため、「伯耆国に住んだのならおそらく大山か、少なくとも大山の麓に居住したことがあるだろう（居住したに違いない）」という「推測」から、大山麓居住説のようなものが生じたものと推定される。

会見郡保寧寺居住説（B部分）に関しては、「会見郡」の保寧寺跡に玄賓が居住した大伽藍があったらしいという記述から、著者松岡布政は玄賓が「会見郡」に建立したとされる「阿弥陀寺」を想定しつつこのB部分を執筆したように思われる。

B部分の末尾波線部にある「蓋此僧都誕ハ備中ノ人ニシテ同国温泉寺ニシテ出家スト云」という記述は『伯耆民談記』独自のものであるが、玄賓が備中国で誕生したという部分は備中国隣帯寺の玄賓生誕地伝説を踏まえたものとみられ²⁵⁾、備中国「温泉寺」（「おんせんじ」と呼称するか）で出家したという部分は、備中国「湯川寺」（土地では「ゆかわでら」ではなく「とうせんじ」と呼称する）²⁶⁾のことかと推定される（備中国には玄賓が出家したという温泉寺という寺もそういう伝承も存在しない）。『伯耆民談記』を著した鳥取藩士松岡布政は備中国の玄賓生誕地伝説や湯川寺（とうせんじ）等の伝承を知る機会があったのであろう。

先に『伯耆民談記』を第一原稿、『白亀民談』を第二原稿、『伯耆民談記』を第三原稿と呼ぶこともできそうだという萩原直正氏の説を紹介したが、玄賓に関するA・B部分に関して、第一原稿～第三原稿に気になる削除部分がある（以下、第一原稿～第三原稿を仮に、第一民談記、第二白亀民談、第三民談記と略称する）。第一民談記のA部分B部分のうち、第二白亀民談はB部分の波線部を削除し²⁷⁾、第三民談記はB部分の傍線部と波線部を削除している²⁸⁾。第二白亀民談で削除された波線部は備中国に関する追記部分なので伯耆国の玄賓伝承部分の変化はないが、傍線部と波線部を削除された第三民談記では、傍線部（保寧寺に関する記述）が削除されたことによって〈大山の麓に玄賓が居住した大伽藍の寺がかつてあった〉と読めるようになってしまっている。後人の手によるこの削除が意図的になされたものか、単なるミスなのかは不明であるが、この変化が後代の「阿弥陀寺伯耆大山建立説」にいくらか影響を与えた可能性もあるのではないかとと思われる。

III 『伯耆志』の玄賓伝承

次に、鳥取藩命により編纂され幕末から明治維新期に成立した『伯耆志』の記述を検討してみることにする。編纂途中で廃藩となったため、『伯耆志』は会見郡と日野郡分しかない。『伯耆志』会見郡分は安政五年（一八五八）に景山肅雍（立碩）が編纂したもので²⁹⁾、『伯耆民諺記』より約百年後の伯耆国地誌ということになる。

『伯耆志』会見郡四の「加祥村」（なお、加祥の表記は、嘉祥、嘉莊、加正、賀祥とも記され、現在は「賀祥」と表記されている。以下、表記の統一はしない）の項には、玄賓僧都伝説に係るものが「白山権現」「僧都玄賓墓」「秦氏（私称姓）」の三項目ある。以下、玄賓伝承に係る部分を引用する。賀祥の玄賓伝説は、『伯耆志』以降、複数の村史や地域史等に記されているが、ほとんどが『伯耆志』の記述を元としているようである。

まず、「白山権現」の項を引用する（句読点と傍線・波線を付した。以下同じ）。

村の西山の半腹に在り。加賀国石川郡白山社を勧請すといへり。（略）故に当社も伊弉冉尊・菊理媛命と称して本地を十一面観音とす。往古の神宮寺（下に説あり）の趾と云ひて社の下に阿弥陀堂あり。護国山豊寧寺と云ひしとなり（古の本尊ハ入蔵村聖福寺に遷して今の仏体は後に造れりといへり）。大門と呼ぶ地もあり。後醍醐天皇の元応中、地頭藤原泰規（泰親カ）社を修復す、住僧は道覚法印。又、後小松天皇の御時、山名氏の臣堅田安芸守義泰改造す。大永年間尼子経久の臣佐藤備後守秀信、又改造す。往古は若干の社領ありしを中村氏米子入城の後悉く没収せられしと云へり。³⁰⁾

白山権現の項では、村の西山の半腹にあること、加賀国の白山社を勧請したとされ同様に伊弉冉尊・菊理媛命を祭り本地を十一面観音としていること、往古の神宮寺跡と云って社の下に阿弥陀堂があり護国山豊寧寺と云ったこと、古い本尊は入蔵村聖福寺に遷し今の仏体は後に造ったとされること、大門と呼ばれる地もあること、後醍醐天皇の時代に地頭藤原泰規（泰親カ）が社を修復し、後小松天皇の時代に山名氏臣下堅田安芸守義泰が改造し、大永年間尼子経久の臣佐藤備後守秀信が改造したこと、往古は若干の社領があったが中村氏米子入城の後すべて没収されたと伝えられていることなどが記されている。ここの記述から、数百年にわたって地域の有力者が寄進して社殿の改築を行ってきた由緒正しい古社であったことを述べようとしていることがわかる。

伯耆国会見郡加祥村白山権現は、現在の鳥取県西伯郡南部町下中谷賀祥（賀祥ダムの北側）にあった護国山豊寧寺の神宮寺であったとされる。明治初年に白山神社と改称したが、大正四年十二月に上長田村の白山神社・三嶋神社・

大田神社・大川内神社・赤谷神社・早田神社・定常神社・篠畑神社・住吉神社の九神社が合祀されて上長田神社と改称された³¹⁾。そのため、現在、白山神社跡には拝殿だけが残っている。上長田神社は、旧西伯郡上長田村大字下中谷字ソリに鎮座していたが、昭和五十八年賀祥ダム建築に伴い、現在地の鳥取県西伯郡南部町下中谷八二三番地（賀祥ダムの南側）に遷座した³²⁾。

この項で注目されるのは、白山権現の下に「阿弥陀堂」があり護国山豊寧寺と云ったことと（傍線部）、「大門」と呼ばれる地名もあるという部分である（波線部）。「大門」という地名からは大寺院の大きな門がイメージされ、興味深い。

豊寧寺の記述の下に「（古の本尊ハ入蔵村聖福寺に遷して今の仏体は後に造れりといへり）」という部分があるが、これについては『伯耆志』会見郡四「入蔵村」の「徳寿山聖徳寺」の項にも「曹洞 御内谷村雲光寺末 本尊阿弥陀如来／開山は雲光寺六世喜庵是悦和尚なり。阿弥陀仏は加祥村白山権現の神宮寺たりし豊寧寺の本尊なりしを何の頃か当寺に遷せりといへり。其故を知らず。」³³⁾という同様の記述がある。いつの時代か、廃寺となった豊寧寺本尊の「阿弥陀仏」が入蔵村聖福寺に遷されたという。聖福寺（鳥取県西伯郡南部町入蔵）の由緒によると、聖福寺は応仁元年（一四六七）三月八日、御内谷村雲光寺六世喜庵是悦和尚を開山として迎えて開創されたという。その当時、豊寧寺は甚だしく荒廃していたため、豊寧寺の本尊阿弥陀如来・脇侍不動明王・毘沙門天の三体を遷し、しばらく本尊として拝したという伝承があるそうである³⁴⁾。豊寧寺は廃寺となり仮のお堂が残っているのみであるが、現在でも伯耆三十三札所第三番の寺として聖福寺所管となっている。第三番札所の記帳は入蔵の聖福寺、朱印押しは鍵持ちである秦家（賀祥）の役割となっているそうである。伯耆三十三札所は延享元年（一七四四）に会見郡石田村（現在の南部町田住）の五代吉持甚右衛門によってつくられたという³⁵⁾。

なお、この「白山権現」の項と「僧都玄賓墓」の項の間に「経塚」の項があり、「社他其地総て三個あり」と記されている。

次に「僧都玄賓墓」の項を引用する。この項は、玄賓について記されている著名な文献からの引用が多く長文になっているため、著名文献からの引用部分はできるだけ省略し、重要と思われる記述を中心に引用した。

社地の下、阿弥陀堂の上の林中に在り。文字を刻せず。高式尺許にて尋常の塚なり。（略）日本後紀に延暦二十四年三月壬辰二十三日遣使伯耆国請玄賓法師（桓武天皇不豫に因るなり）（略）民諺記に玄賓大山の麓に住せし由口碑に伝ふれ共其跡を知らずと云。

（略）此地の豊寧寺は此僧の草創なるへく然れば境内の白山権現も彼か勧請なり。さて死せし処は備中なる

へしと思はるれば実の墓は彼の国にあるにや。此墓は次に云ふ秦氏が建たるなるへし。此地に死し此地に葬るとせば当時さばかりの大徳たりし法師の蹟に似つかす。³⁶⁾

この項には、玄賓僧都の墓とされる塚が白山社下にある阿弥陀堂の上の林中にあること、その塚に文字は刻まれておらず高さ二尺（約六十センチ）くらいの普通の塚であること、『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）三月二十三日の条に（桓武天皇ご病気のため）伯耆国に使いを派遣して玄賓を招請されたこと、『伯耆民諺記』に玄賓が大山の麓に住んでいたと口碑に伝えられているがその跡を知らないこと、この地の豊寧寺は玄賓が草創し境内の白山権現も玄賓が勧請したとみられること、玄賓は備中で亡くなり墓も備中国にあると思われること、この墓は秦氏が建てたとみられること、当時高名だった玄賓の墓にふさわしくないとみられることなどが記されている。

文中で省略した部分では、『日本逸史』『日本後紀』『類聚国史』『元亨釈書』などから玄賓に関する記事を引用し、玄賓が桓武天皇や大同帝（平城天皇）など朝廷から帰依された徳の高い僧であったことを紹介している。

『伯耆志』はこの「僧都玄賓墓」の項で、『元亨釈書』に伯州（伯耆国）の山中へ潜入したとあるのは『日本後紀』延暦二十四年の文に合致しており（省略部の記述）、この地の豊寧寺と白山権現は玄賓が草創したものとみられ（波線部）、ここの墓は玄賓のものではなく秦氏が建てた塚であろうと述べている。

先にみたように、『伯耆民諺記』は玄賓の大山麓居住説を今は居住跡を知る人もいないと現実味がない記述とし、会見郡保寧寺居住説を今は僅かな草堂だが昔は大伽藍があったらしいなどと具体的に記していた。『伯耆志』は「民諺記に玄賓大山の麓に住せし由口碑に伝ふれ共其跡を知らすと云」（傍線部）と記していることから、『伯耆民諺記』を参照し、その記述を踏まえてさらに現地調査したことがわかる。そして調査の結果、玄賓保寧寺居住説を進展させ、玄賓保寧寺建立説を主張するに至ったことがわかる。また、「白山権現」の項に「社の下に阿弥陀堂あり。護国山豊寧寺と云ひしとなり」（傍線部）と記していることから、豊寧寺は「阿弥陀寺」であったと『伯耆志』編者景山肅雍が推定していたらしいことがわかる。

「僧都玄賓墓」の項の次に「秦氏（私称姓）」の項があるので引用する。

村中の一小民なり。所蔵の筆記あれとも妄誕のみにて弁するに足らず。按するに先祖彼の玄賓法師に從て此地に來り寺の執事などせしか。後、寺廢して自家のみ存せるなるべし。然れば上国秦氏の族と見へたり。今も白山権現遷宮の時、当家一印判にて官に達すと云へり。³⁷⁾

この「秦氏（私称姓）」の項には、秦氏は村の中の一庶

民であること、所蔵された文献があるがでたらめで述べる必要のないものであること、秦氏の先祖が玄賓に從つてこの地に來て寺の執事などをしていたが寺が後に廢されて秦家だけが残つたと推測されること、上国秦氏の一族と見受けられること、今も白山権現遷宮の時には秦家の一印判で官に達すといわれていることなどが記されている。

ここの記述から、『伯耆志』編者景山肅雍は、豊寧寺跡と白山権現を実地調査し、さらに白山権現を管理していた秦家に行つて伝つた文書類を閲覧したことがわかる。

『伯耆志』編者が「所蔵の筆記あれとも妄誕のみにて弁するに足らず」（傍線部）と述べた秦家文書はどのような内容のものだったのであろうか。

IV 秦家文書と賀祥建立説

『伯耆志』編者が加祥村の秦家で閲覧した文書と推定されるものに「嘉莊翁談記」と称されている文書がある。嘉莊は地名の加祥（賀祥）で、賀祥に住んでいた翁の談話を記録したものという意味の文書とみられる。内容から、秦家の祖先が作成したものと推定される。現在の秦家には現物は伝わっていないということであったが、幸いなことに昭和初年に板祐生（愈良）が謄写版（ガリ版）で記録したものが残っている。次に、全文を引用する（便宜的にA～H部分に分け、句読点・傍線を付し、丸括弧内に注記した）。

◆「嘉莊翁談記」（秦家文書）

- A 抑々当社（白山社）は伝へ聞、往古人皇七代孝靈天皇五十二年壬戌の春、帝此所に御幸ならせ給ひ、北国加賀の白山権現を御勧請の宮にて、白山妙理大権現と奉崇者也。伊弉册（再カ）尊・天照太（大カ）神・大巳（己カ）貴命にて権現本地は十一面觀世音菩薩、脇士は大聖不動明王、大毘沙門天の御垂迹とかや。
- B 人皇十二世景行天皇三十四年甲辰の秋中間の地主等謀叛を企て大勢之蜂起朝敵と成る処に当社へ奉祈遣れば則平均に治りける。因茲諸民尊敬を奉成貴賤願望の參詣如市也。
- C 人皇三十四（三十三カ）代推古天皇の御代に至りて神光益盛にて数多の宮殿神宮寺等御造立被為成しかば近里遠境の尊卑歩を運ぶ事繁多也。
- D 就中人皇五十代桓武天皇御惱の時分、玄賓僧都当社へ參籠有て奉祈玉へば、御病忽に御平復被為遊けり、因茲嘉莊の郷を為御供料御寄附被為成也。去程に神宮寺の本尊は百済国より御將來の無量寿仏の御尊容等身の弥陀如来なり。衆生御利益の御方便は普く日本に顕然たり。護国山豊寧寺と号するとかや。玄賓沙門は暫此寺に住居在し也。堂社仏閣広大の伽藍にて猶更富光繁榮にて只阿弥陀寺と世人唱へける。
- E 従夫再建修造滋々にして星霜を積事良久し。亦人皇

九十五（九十六カ）代後醍醐天皇の御宇元応年中（一三一九～一三二〇）、此地頭藤原泰親神宮寺院主道覚法印等莊嚴修覆を奉加ける。

F 其後人皇百一（百カ）代後小松天皇の御宇足利將軍義詮（義満カ）公の御時、中国の大守山名清氏（氏清カ）の陪臣堅田安芸守義泰造立莊儀奉成、偕大永年中（一五二一～一五二八）に隣国の旗頭尼子伊予守経久の下知として佐藤備後守秀信造営を成奉る。

G 昔時当社の祠官秦将監国根或夜夢想を蒙れるは白髪たる老翁の白衣の御装束を着し給ひ、左の御手に鍵を御持、右の御手に高麗狗を為持られて汝に此の二色を預る也。随分大切に致すべく、我は当社権現なりと仰けると夢は其假覚たりける。代々当社の神職を相続せり。

H 其後諸国兵乱して国司領家数輩代りて衆民悉及困窮、片時も安堵の思ひに不任。故に神社堂塔の伽藍戦場の伏途と成て令破却、彼の糧田も何廉被没収、数品の靈宝神財も鬭争の為に紛失して神仏諸共に荒廢せしかば今唯阿弥陀寺と云名のみ残りて仏は菩提の岸に臨み衆生を救はせ給へば神は和光を峰に暉して氏子の繁昌を守らせ玉ふぞ阿里かだ（がたカ）し。³⁸⁾

A部分では、当白山社は七代孝靈天皇五十二年壬戌の春に帝が御幸なさって加賀白山権現を御勸請された宮で、白山妙理大権現と崇められていること、祭神は伊弉冉尊・天照大神・大己貴命、本地は十一面觀世音菩薩、脇土は大聖不動明王、大毘沙門天の御垂迹と伝え聞いていると述べている。

B部分では、十二代景行天皇三十四年甲辰に謀叛の企てがあったが当社へ祈ると治まったので貴賤が多数参詣したと述べている。

C部分では、三十四（三十三の誤り）代推古天皇の御代に多くの宮殿神宮寺が造立されたので遠近の貴賤が足繁く参詣したと述べている。A～C部分は縁起類によくみられる権威付けの部分とみられる。

D部分では、五十代桓武天皇がご病気になるに当たって玄賓僧都が当社へ参籠されて祈られると御病がすぐに御平復なされたので嘉庄（賀祥）の郷に御供料を御寄附なされたこと、神宮寺の本尊は百濟国より将来された等身の阿弥陀如来で衆生御利益の御方便は広く日本に明らかとなっていること、護国山豊寧寺と号すること、玄賓はしばらくこの寺に住んでいたこと、堂社仏閣は広大な伽藍で繁栄しており阿弥陀寺と世の人がとなえたことなどが記されている。

このD部分は『日本後紀』卷十二・桓武天皇延暦二十四年（八〇五）三月二十三日の条に「遣使伯耆国。請玄賓法師」（『新訂増補国史大系』）とある史実をふまえた記述となっている。ただし、『日本後紀』にはこの時玄賓が伯耆国のどこにいたかは記されていないわけであるが、「嘉

莊翁談記」D部分では、この時玄賓はこの地嘉莊（賀祥）にいたことになっており、白山社の神宮寺であった護国山豊寧寺は阿弥陀寺のことだと述べている。

E部分では、再建造を重ね、九十五（九十六の誤り）代後醍醐天皇時代の元応年中（一三一九～一三二〇）に地頭藤原泰親・神宮寺院主道覚法印らが莊嚴な修復を行ったことが記されている。このE部分は事実とみられる。賀祥の鉄仏（聖觀音像・十一面觀音像）光背銘に「元応二庚申（一三二〇）」「大檀那 藤原泰親」とあるので、元応二年の修復時に大檀那として藤原泰親が鉄仏を奉納したらしいことがわかる³⁹⁾。現在、この鉄仏は南部町祐生出会いの館に所蔵されている。

F部分では、百一（百の誤り）代後小松天皇時代で足利將軍義詮（義満カ）公の時に山名清氏（氏清カ）臣下堅田安芸守義泰が造営し、大永年中（一五二一～一五二八）に尼子伊予守経久（一四五八～一五四一）の命令で佐藤備後守秀信が造営したことが記されている。

F部分前半に後小松天皇時代（在位一三八二～一四一二）で足利將軍義詮公（在職一三五八～一三六七）の時とあるが、Fの前半の造営については豊念寺本尊十一面觀音台座銘が残っており、そこに「至徳四歲丁卯（一三八七）七月」「同歲八月改元」「嘉慶（一三八七）十一月十四日彩色畢」「当社 祠官 秦将監」「大檀那安芸守藤原義泰」とある⁴⁰⁾。このことから、ここは足利將軍義満（在職一三六八～一三九四）の誤りで、山名清氏は山名氏清（一三四四～一三九一）の誤記とみられる。F部分後半の造営については、「白山神社棟札」が残っており、そこに「保寧寺住真高書記勵志祈也、鍵取秦野将監、奉再興造立白山妙理権現宮殿、于時太（大カ）永三年癸未（一五二三）三月一日敬具、目代佐藤備後守藤原秀信、大工藤原重正」とある⁴¹⁾。このF部分も事実とみられる。

G部分では、昔当社の祠官秦将監国根の夢に白衣を着て左手に鍵を持ち右手に高麗狗を持った白髪の老翁が現れ、お前にこの二つを預けるので大切にしなさい我は当社権現であると仰ると夢から覚めた。その後代々当社の神職を相続していると述べている。このG部分（傍線部）は『伯耆志』編者が「妄誕」と述べた部分とみられるが、代々白山社の神職を相続してきた秦家に伝わる夢告についての記述となっている。

H部分では、その後諸国兵乱して国司や領家が幾度も代わって民衆はことごとく困窮してわずかの間も安心できず、神社堂塔の伽藍は戦いに巻き込まれて破却され、土地も没収され、靈宝や神財も争いのせいで紛失して神仏共に荒廢したので今はただ阿弥陀寺という名だけが残って仏は菩提の岸に臨んで衆生をお救いになり神は和光を照らして氏子の繁昌をお守りになっておられることは有り難いことだと述べている。

『伯耆志』編者が閲覧したと推定されるもう一つの秦家

文書に、「白山権現由来」（仮題）というものがある。これも現在の秦家には現物は伝わっていないそうであるが板祐生謄写版が残っている。興味深い内容なので、便宜的にA～C部分に分けてあらすじを紹介する。

◆「白山権現由来」（仮題。秦家文書。梗概）

A部分……当社白山妙理大権現は、七代孝霊天皇がこの地に御幸なされて正源という者の家に御逗留後、五穀山の麓みとろきという所の藤之森の庵にお移りになり、正源のひとり娘との間にみとろき皇子がお生まれになったので、天下泰平、国土安穩、五穀成就のために伊弉諾、伊弉冉尊を加賀国白山より御勧請になった。この子を世継にと正源に下さり、娘にはだふれなされたということで秦という名字を下され、藤之森の元で出生なされたということで藤原氏秦正源藤原国元という名を下された。しばらくして白山権現がお出でになり左手にこまいぬ右手に鍵を持って正源に向かい「この二つを預けるので大切に下さい。我こそは当社権現である。」と言って虚空へ上られた。その子孫今に至って秦治郎左衛門藤原啓長という。その後天皇様は日野郡宮内へお移りになって御崩御なされた。今さゝふく（楽楽福）大明神、東ノ宮、西宮と申しあげるのは孝霊天皇様御夫婦をお祀りしているとかいうことだ。

B部分……その後玄賓僧都が参られ、五穀山に居んでおられたところ、桓武天皇ご病気の時玄賓僧都に御祈念するように帝より勅使が派遣されたので、玄賓は白山へ祈られたところ御病が全快された。その御礼に白山へ社料百五十丁を御供田としてくださった。玄賓は寺を建てて七堂伽藍堂塔を多数造り西三十三ヶ国学問所になされ、五穀成就のために寺料千二百丁を付けられ、五穀山保寧寺と額をかかげられた。

C部分……その後、出雲国富田城主尼子伊予守経久公は七ヶ国の御祈願所にされ、みごとに繁盛した霊地となった。しかし富田は崩れて没落し、寺料も社料も御取上げになり、白山に百七石五斗残して後は残らず御取上げになった。その後米子城主森伯耆守様も残さず御取上げになり、今は少しもなく、寺も堂もみな壊れ、保寧寺の跡に僅かな辻堂を建て、七堂伽藍にあった御仏を集めて置いている。御仏の姿は今有るのかないかわからない。白山の御正体は行基菩薩の御作とかいうことである。御丈二尺余りの箔仏である。脇立は不動、毘沙門天、仏像の高さ三尺七八寸ばかり、皆是損壊している。由来を文章では表現しきれないが、大まかに説明した。⁴²⁾

先にみた「嘉莊翁談記」G部分では白山権現を当社祠官秦将監国根が夢告で見たことになっているが、この「白山権現由来」A部分では孝霊天皇をお世話した正源（秦正源藤原国元）の前に白山権現があらわれたことになっている。これらの混乱も含めて『伯耆志』編者にとっては「妄誕」とみえたのであろうが、文化史的には興味深い内容といえる。特に、孝霊天皇伝承の部分が注目される。孝霊天

皇は伯耆国に來られていないが、伯耆国には御幸伝説が伝わっている。先にみた「大山寺縁起」のところでもふれたように、「大山寺縁起」にも孝霊天皇御臨幸の記事がみえる。また、「白山権現由来」A部分末に伯耆国日野郡宮内の楽楽福大明神に孝霊天皇御夫婦をお祀りしていることが記されているが、伯耆国には孝霊天皇鬼退治伝説が伝えられている⁴³⁾。秦家文書「嘉莊翁談記」「白山権現由来」は伯耆国における孝霊天皇伝承の受容の一端を示すものとしても注目される。

この「白山権現由来」A部分では、正源の娘にはだふれなされたということで秦という名字を下されたと述べている。興味深いことに、現在の秦家は「秦」を「はた」ではなく「はだ」と呼称するということであるから、「白山権現由来」の内容が秦家に代々伝承されてきたことがうかがえる。また、秦家で聞き取りをしたところ、秦家は玄賓に付いてこの地に入ったと代々伝えられており、白山神社跡下にある塚は玄賓の墓ではないということであった。これは『伯耆志』「秦氏（私称姓）」の項に「按するに先祖彼の玄賓法師に従て此地に來り寺の執事なとせしか」「死せし処は備中なるへしと思はるれば実の墓は彼の国にあるにや」とある記述と共通しているので、『伯耆志』編者も秦家で同様の話を聞いたものと推定される。いつからの伝承かは不詳であるが、興味深い。

現在、白山神社跡下にあるこの塚のすぐ横に、「玄賓僧都壹千七百拾年大遠忌供養塔」と表に彫った石碑が建っている。この石碑の裏には「昭和六十三年四月建立」と彫ってあるが、昭和六十三年（一九八八）は、玄賓が亡くなった弘仁九年（八一八）からちょうど千七十年にあたる。土地で聞いたところ、賀祥ダム工事（昭和六十三年（一九八八）竣工）のため賀祥集落が移転した際（水没戸数三十八）、移転費用の一部を使ってこの石碑を建立したらしいとのことであった。

「嘉莊翁談記」F部分でみたように、豊念寺本尊十一面観音台座銘に「至徳四歳丁卯（一三八七）七月」「同歳八月改元」「嘉慶（一三八七）十一月十四日彩色畢」「当社祠宮 秦将監」とあり、「白山神社棟札」に「保寧寺住真高書記勵志祈也、鍵取秦野将監、奉再興造立白山妙理権現宮殿、于時太（大カ）永三年癸未（一五二三）」とあることから、秦家は代々、「鍵取」「将監」を名乗っていたようである。秦家について、『西伯町誌』は、豊念寺の本尊十一面観音台座の嘉慶元年（一三八七）修理銘に秦将監とある部分について「秦将監はハタノショウゲンとよぶべきである」とし、白山神社の大永三年（一五二三）棟札に「秦野将監」とある部分について「こゝでははっきりハタノと書いている。これは明らかに同一社寺に奉仕した一系の秦将監家があったことを意味する。嘉慶から大永までおよそ百三十六年間、代々将監という名乗りを継いだと思える。（略）この秦野氏こそ伯耆波多野であろう」⁴⁴⁾と述べてい

る。

秦家文書「嘉莊翁談記」「白山権現由来」の内容は、伯耆国の玄賓僧都伝承を検討するうえで、極めて興味深いものとなっている。特に保寧寺（豊念寺、豊寧寺）は阿弥陀寺だという点は注目される。白山権現や保寧寺がいつの時代から存在していたのかは不明であるが、十一面観音像光背銘に元応二年（一三二〇）の年号が刻まれていることから、少なくとも十四世紀前半には確実に存在していたことがわかる。「嘉莊翁談記」E・F部分に記されているように、地域の有力者が修復してきたことも史実とみられ、白山権現や保寧寺はこの地を代表する有力寺社であったことは確実といえよう。『伯耆志』は「白山権現」の項で秦家で閲覧した「嘉莊翁談記」A・E・F部分を利用している。ただしAの孝霊天皇御勸請の部分を除いて利用し、Eの地頭の名を「藤原泰規」と誤記している（Eと光背銘には「藤原泰親」とある）。秦家がいつの時代から賀祥の白山権現や保寧寺（豊念寺）と関わっていたのかは不明であるが、豊念寺本尊十一面観音台座銘に「至徳四歳丁卯（一三八七）七月」「当社 祠宮 秦将監」とあり、「白山神社棟札」に「保寧寺住真高書記勵志祈也、鍵取秦野将監、奉再興造立白山妙理権現宮殿、于時太（大カ）永三年癸未（一五二三）」とあることから、少なくとも至徳四年（一三八七）頃から白山権現の鍵取・将監として代々仕えてきたことがわかる。『伯耆志』会見郡分（安政五年〈一八五八〉成立）編者景山肅雍が加祥村へ調査に来た江戸時代末期も同様であり、明治維新を経て現在においても、秦家は白山神社跡や豊寧寺跡の建物の管理をするとともに伯耆三十三札所第三番豊寧寺の朱印押しの役割を担っている。

先に、『伯耆志』「白山権現」項の次に「経塚」の項があり「他地其地総て三個あり」と記されている点にふれたが、この三個の経塚のうちの一つを戦後に調査すると陶製経筒の中に平安時代初期の和鏡と直刀片が収められていたという⁴⁵⁾。また、この白山神社境内からは、奈良平安時代の伯耆諸廃寺と同様式の古瓦が採集されているという⁴⁶⁾。これら出土した遺物からは、平安時代初期頃この地に寺院があった可能性が読みとれる。さらに注目されるのが、白山神社跡の仮本殿内に神体として蔵されている秘仏十一面観音が平安時代末期作と推定されているらしいという点である⁴⁷⁾。つまり、この賀祥の地では平安時代初期から平安時代末期を経て、鎌倉時代、室町時代、江戸時代と途絶えることなく仏教関係遺物・棟札類や仏像類の存在が確認でき、各時代の有力者が白山神社や豊寧寺を修復し続けてきたことがわかる。

土地で聞くと、白山神社跡の下方の広場にかつて阿弥陀堂があったということであった。これは、十九世紀半ば頃成立した『伯耆志』が「白山権現」の項で「社の下に阿弥陀堂あり」と記していたお堂があった場所と推定される。また、十八世紀半ば頃成立の『伯耆民諺記』が「会見郡二

護国山保寧寺ト云寺跡有テ今纔ニ草堂ヲ結ヒ観音ヲ安置ス。古ヘハ大ナル伽藍ト云。此寺僧都ノ居住ノ地ト云」と記した「草堂」も、白山神社跡下方の同じ場所にあったお堂のことをいっているのであろう。

白山神社と豊寧寺（保寧寺）があった賀祥地内には「あみだいじ」という地名が残っているという（文政十年の井手図に「あみだいじ井手」とある⁴⁸⁾）。賀祥周辺で調査をしたところ、「あみだいじ」という地名が現在も伝えられていることを確認できた。また、玄賓僧都がこの地にきたらしいという伝承を採集することもできた。

これらのことから、玄賓が伯耆国会見郡に建立した阿弥陀寺の場所は、白山神社跡・豊寧寺跡のある伯耆賀祥（鳥取県南部町賀祥）であった可能性が極めて高いと判断しておきたい。

結 語

以上で伯耆国の玄賓僧都伝説と阿弥陀寺に関する筆者なりの考察を終えることとする。玄賓が伯耆国会見郡に建立した阿弥陀寺の場所について、これまでに提示されてきた伯耆大山建立説と伯耆賀祥建立説について多角的に検討した結果、玄賓は伯耆賀祥に阿弥陀寺を建立した可能性が極めて高いという結論に至った。

玄賓の時代、伯耆国賀祥周辺は仏教文化が栄えた地域であったようである。「造東大寺司牒解、正倉院文書」に「貢優婆塞舎人事／賀茂部秋麻呂年廿 伯耆国会見郡賀茂郷戸主賀茂部馬戸口／神護景雲四年六月廿五日 持経師位法師惠雲／少鎮実忠 七月九日⁴⁹⁾」という文書がある。『伯耆志』は会見郡四「鴨部村」の項で「東大寺古文書の中に左の一書あり」としてこの文書を引用し、「今の米子の地を古は鴨と云ひ（加茂社に因れるなり）、又他に加茂社を祭れる地あれとも賀茂部とあれば秋磨は恐らく此地の人なるべし。文義解し難たけれども優婆塞秋磨を献して雍髪せしめしか惠雲と改名せし趣に聞ゆ。称徳天皇の御時なり。村中に五輪塔あり。加茂氏の古墳といへり。由あるべけれど伝なし。」⁵⁰⁾と記している。

『伯耆志』は、東大寺古文書の中に、神護景雲四年（七七〇）に二十歳の伯耆国会見郡賀茂部秋磨が僧になったという文書があるが、賀茂部とあるので秋磨は恐らく会見郡鴨部村の人であろうと述べているわけである。会見郡の加祥村と鴨部村は二キロ前後しか離れていないことから、鴨部村の秋磨を出した一族と、玄賓が建立したと推定される賀祥の阿弥陀寺とは何らかの関係があった可能性もあり、注目される。玄賓が天平六年（七三四）の生まれだとすると、秋磨が二十歳であった神護景雲四年（七七〇）には玄賓は三十七歳ということになり、東大寺の秋磨と興福寺の玄賓が南都で知り合いとなった可能性も否定できないことになる。

また、この伯耆国会見郡鴨部村には、平安時代初期に金光寺という立派な寺院があったらしい。現在、福岡県の西光寺（福岡市早良区内野）に所蔵されている国宝の鐘の銘に「承和六年鴨部立造、便伯耆国金石寺鐘」とあるそうで、この鐘は承和六年（八三九）に伯耆国金石寺のために鴨部一族が造立したものと推定されている。この鐘は、永正七年（一五一〇）に尼子経久によって出雲大社に奉納され、その後各地を転々とし、明治初期に福岡の西光寺が購入したという⁵¹⁾。承和六年（八三九）は、玄賓が亡くなって二十一年後の年号となる。伯耆国金石寺が国会見郡鴨部村のどこにあったかはわかっていないが、この鴨部一族は、神護景雲四年（七七〇）に秋鷹を出した一族と関係がある可能性もあり、注目される。

注・文献

[本稿における諸資料よりの引用文中、旧漢字・異体字は原則として通行の字体に改めた。]

- 1) 興福寺本『僧綱補任』弘仁五年の項に、大僧都の玄賓が「遁去住_レ備中国湯川山寺_一」（『大日本仏教全書』第一二三冊、七七頁）とある。
- 2) 原文は「昔弘仁末。沙門玄賓於_レ伯耆国会見郡_一。建_レ立阿弥陀寺_一。至_レ是。勅永免_レ寺田十二町九段四十歩租_一。本国内百姓所_レ施入_一也。」(国史大系『日本三代実録 前篇』吉川弘文館、一六二頁)。
- 3) 原田信之「備中国湯川寺における玄賓伝説」（「新見女子短期大学紀要」17、一九九六・12）・「備中国における玄賓終焉地伝説」（「論究日本文学」79、二〇〇三・12）・「備中国における玄賓生誕地伝説」（「立命館文学」583、二〇〇四・2）・「湯川寺縁起と玄賓僧都伝説」（『唱導文学研究第4集』三弥井書店、二〇〇四・10）・「岡山県新見市の玄賓僧都伝説」（「新見公立短期大学紀要」28、二〇〇七・12）、ほか。
- 4) 日本歴史地名大系『鳥取県の地名』（平凡社）、「国会見郡」の項。
- 5) 『鳥取県郷土史』（鳥取県・一九三二、名著出版・復刻一九七三）、一八九～一九〇頁。
- 6) 『鳥取県史 第1巻 原始古代』（鳥取県・一九七二）、七五〇頁。
- 7) 沼田頼輔氏『大山雑考』稲葉書房・一九六一、新日本海新聞社・復刻版一九七七、一五頁）。
- 8) 注4の『鳥取県の地名』、「阿弥陀堂」の項。
- 9) 阿弥陀如来像に天承元年の胎内銘があることは明治三十五年高村光雲等が確認したことを沼田頼輔氏が紹介してから広く知られるようになった。下村章雄氏は注7の沼田頼輔著『大山雑考』補註一〇で、「沼田氏はこれによつて天承元年に修理したと見られ、したがつて本尊の作られた年代を更に溯らせたようだ」が、「作の実際を見て、定朝様式ではあるが時代は下ろう。よつて、いまの私は天承元年の造像と見ている」と述べている。
- 10) 注7の沼田頼輔著『大山雑考』、六頁。
- 11) 下村章雄氏『山陰の古寺』（山陰古美術研究会・一九五五）に「大山寺の起源として沼田氏は大山縁起と、西行の撰集抄とにより、養老年間金蓮上人の地藏信仰による開基説をとっているが、縁起はどことも史料価値は乏しく、撰集抄は今日では後人の西行仮託の書ということになって、これ又、史料価値は高くない。（略）養老開基説はやゝ疑わしい」（二三頁）とある。
- 12) 注7の沼田頼輔著『大山雑考』の下村章雄氏による補註四。
- 13) 注7の沼田頼輔著『大山雑考』の下村章雄氏による補註二。
- 14) 洞明院本「大山寺縁起卷」本文は、近藤喜博・宮地崇邦氏編・古典文庫第二九三冊『中世神仏説話(続々)』（古典文庫・一九七一）によった。
- 15) 安田孝子氏他校注『撰集抄 下』（現代思潮社・一九八七）、一九二～一九四頁。
- 16) 新日本古典文学大系『今昔物語集四』（岩波書店・一九九四）、二六～二七頁。
- 17) 小野勝年氏『入唐求法巡礼行記の研究 第四巻』鈴木学術財団・一九六九）、三三一～三三二頁。杉本良巳氏「大山寺史覚書き」（「伯耆文化研究」7、二〇〇五・11）。
- 18) 『国史大辞典』（吉川弘文館）「汗入郡」の項（山中寿夫氏執筆）。
- 19) 注4の『鳥取県の地名』、「汗入郡」の項。
- 20) 『新訂増補国史大系』第二六巻上（吉川弘文館）所収「延喜式」によった。
- 21) 注7の沼田頼輔著『大山雑考』の下村章雄氏による補註四一。この部分、下村章雄氏は「一番問題となるのは、大神山神社、大山神の性格とその奉祀の位置とであろう。小谷や佐々木、河合は、この二神を同一神として、旧大智明権現（現大神山神社奥宮）あたりに奈良時代から祀られていたものと見た。延喜式に大神山神社が国会見郡に属して、汗入郡に属してないから、今日の大山寺域内でなかつたという論者に対して、古来境界の変動誤記はあり易いので、大局を達観することを忘れてはいけないと、やゝ、横車をおしている。／沼田博士は、僧徒が大山寺を経営せざる以前は、この地は荆棘の鎖すところで、大神山神社の鎮座など信じられぬとして、大神山神社は、大山と別個のもので、旧日野郡八郷村丸山にあつたものとしている。これによると、式の国会見郡ということにも、やゝ、抵触することが多い。というのは、あの辺は国会見郡であつたとも推定されるから。（略）たゞ、大神山神社を式に国会見郡にしているのには困るが、河合のいうように、境界変動や誤記はあり易いと軽くあしらうと、玄賓が阿弥陀堂を国会見郡に建てたのも、大山である

- うかと臆測するのも便利であるが、しかし、そのように簡単にいくかどうかは問題である」と記している。
- 22) 注7の沼田頼輔著『大山雑考』の下村章雄氏による補註四二。
- 23) 荻原直正氏「伯耆民談記解題」(『因伯文庫 伯耆民談記』日本海新聞社・一九六〇)。
- 24) 鳥取県立博物館蔵『伯耆民談記』写本写真によった(図録『企画展はじまりの物語—縁起絵巻に描かれた古のとりー』鳥取県立博物館・二〇〇八、一一一頁所収)。翻刻に際し、『元亨釈書』よりの引用部分の訓点は省略した。米子市立図書館蔵(元本は鳥取県立博物館蔵本)『伯耆民談記』写本の複写版(092.2/M1-3/2)は誤写が多く、本文も漢字平仮名交じりに変えられている。なお、『伯耆民談記』巻之六「目録」は米子市立図書館蔵複写版(092.2/M1-3/2)を使用した。
- 25) 注3の原田信之「備中国における玄賓生誕地伝説」参照。
- 26) 注3の原田信之「備中国湯川寺における玄賓伝説」参照。『下学集』(版本、吉野屋権兵衛)は器財門第十三の「僧都」の項で「温川寺」と誤記している(早稲田大学図書館古典籍総合データベース、請求記号ホ0200890、下学集巻之下、の画像データによった)。『伯耆民談記』の「温泉寺」は『下学集』版本等のような誤記資料をもとに記された可能性が高い。
- 27) 荻原直正氏校註『因伯文庫 伯耆民談記』(日本海新聞社・一九六〇)、七二～七三頁。『因伯文庫 伯耆民談記』の原典は鳥取大学蔵「白亀民談」。
- 28) 佐伯元吉氏編『因伯叢書 伯耆民談記 卷上』(因伯叢書発行所・一九一四、名著出版・覆刻版一九七二)、一〇六頁。原文には「(略)数百年を経し事なれば、今其跡をしる人もなく、只た僧都は麓に住せりとのみ、口碑に伝ふる計りなり、【削除】纒なる草庵を結び、観音を安置す、古へは大なる伽藍なりしと云ふ、此寺僧都の居住の地と言伝ふ【削除】」とある(※削除されている部分は原文に【削除】と付記した)。
- 29) 注4の『鳥取県の地名』、「文献解題」の「伯耆志」の項。
- 30) 『伯耆志』(世界聖典刊行協会・覆刻一九七八)、二二七～二二八頁。
- 31) 『鳥取県神社誌』(鳥取県神職会・一九三四)、西伯郡「上長田神社」の項(四八二頁)。
- 32) 『新修鳥取県神社誌 因伯のみやしろ』(鳥取県神社庁・二〇一二)、西部支部「上長田神社」の項。
- 33) 注30の『伯耆志』、二二六頁。
- 34) 『西伯町誌』(西伯町役場・一九七五)、五六三頁。
- 35) 『伯耆三十三札所 改訂』立花書院・一九九六、二一二頁。)。
- 36) 注30の『伯耆志』、二二八～二二九頁。
- 37) 注30の『伯耆志』、二二九頁。
- 38) 南部町祐生出会の館蔵「郷土史料 第弐号」(板倉良・昭和十一年〈一九三六〉)コピー複写版により、翻刻した。なお、『西伯町誌』(西伯町役場・一九七五)所収翻刻文は誤記が目立つので使用しなかった。
- 39) 注34の『西伯町誌』、六九～七一頁、六九八頁。この鉄仏光背銘に「大工 道覚」とあることについて、『西伯町誌』は「これは大工道覚が後に院主になったものではなく、道覚という法名をもった鋳物師がいたことが誤伝したものであろう。」(七一頁)と述べている。
- 40) 41) 注34の『西伯町誌』、六九八頁。
- 42) 注38の南部町祐生出会の館蔵「郷土史料 第弐号」コピー複写版により、翻刻した。『西伯町誌』翻刻文は誤記が目立つので使用しなかった。翻刻全文は以下の通り(便宜的にA～C部分に分け、句読点を付し、丸括弧内に注記した)。
- 「白山権現由来」(仮題。秦家文書)「A 抑々当社白山妙理大権現と申は、人王七代之帝孝霊天皇此所に御幸被爲遊、正源と申者の所へ御宿被爲成。暫く御逗留被爲遊候えは正源も、たゝならぬ御人と見、随分懇仕候。やゝ有て被仰ける様は「我こそ孝霊天皇よ。様子有て此所へ参たり。頼む」と被仰ければ、正源とびすさつて頭を地に付け、「扱も々々初より只ならぬ御方と奉見申候。天皇様と存上は、われらごときのしづが家に中々もつておそれおふし」と。こゝに五穀山の麓にみとろきと申所存、藤之森の元にわすかのいほり懸け、天皇様を奉移、随分懇仕候えは、やゝ有て被仰けるは、正源がひとり娘持候へば、意かゝらせ給ひければ、正源も恐多く思ひしが、達て御しよう(所望)有ければ御意に任せ申さんと、すなはち天皇様へそなへたてまつり候。年月重て二年になれば、若君一人おわします。御名をみとろきわうじ(皇子)と名付つゝ、御寵愛は限りなく、やゝ有て仰られる様は、「正源がなさけのほど、難忘。然る上は天下泰平、国土安穩、五穀成就、民安穩ため氏神を初め参せんと、伊弉諾、伊弉冊(冉カ)尊を加賀国白山より御勧請、被爲成おく也。窺は伊さなきの尊、伊さなみの尊は当社の白山妙理権現。然る上は此子を汝が世次参せん」と正源に被下候。此上は、い位名字なりのを遣はすべしと、娘にはだふれいたせしとて、秦と云名字を被下候。扱又ふち(藤)の森の元にて此子出生いたせしとて、藤原氏秦正源藤原の国元と申うちけいす定位成と被下たり。やゝ有て白山権現あらわれ御出被爲成、左の御手にこまいぬ御持、右の御手に鍵を御持、正源に御むかひ、「按に此二いろをあつけ申。すいぶんたいせつにつかまつれ。我こそは当社権現成り」と。白山も秦もあらんかきりはと、こくう(虚空)へ上らせ給へける。扱其子孫今にいたつて秦治郎左衛門藤原啓長と申也。扱てそれよりも天皇様は日野郡宮内へ御座被移成、こゝにて御ほうきよ(崩御)

と成。今さゝふく（楽楽福）大明神、東ノ宮、西宮と申すは、こうれい天皇様御ふうふとかや。

B 其後けんひんそうす（玄賓僧都）參を給へ、五穀山にさんきよ（山居）していられければ、桓武天皇様御のうの時、玄賓僧都に御きねん（祈念）被爲仰付、帝よりちよくしのたゝせ給ければ、やかてげんびん白山へいろ々々御きせい（祈請）こめ給へば、天皇様御病次第々々に御ほんぶく（本復）被遊。其御礼に白山へ社料百五拾丁、御くうでん（供田）として御付被爲成候とかや。玄賓には寺を立、七堂がらん（伽藍）どうとう（堂塔）あまた御立、西三十三ヶ国がくもん所に被爲成、いよ々々五穀ぢやうじゆう（成就）のためならんと寺料千二百丁御付、五穀山保寧寺とがく（額）を御打被遊候。

C 其後出雲の国富田の御城主あまこいよの守つねひさこう（経久公）は七ヶ国の御きくわん（祈願）所に被爲成。あつばれはんじやう（繁盛）のれいち（霊地）成。何とかしつらん、富田くすれ（崩）らつけ（落家）いたし、寺料も社料も御取上げ、白山に百七石五斗御のこし置、あとは不残御取上げ被爲成候。其後米子の御城主森伯耆守様御地代々不残御取上げ被爲成、今は少しも無御座候て、寺も堂もみなこはれ、保寧寺のあとにわすかの辻堂を立、七堂がらんの御仏をあつめ置申候。御仏の御すがた今は有やなし。白山御しやうたい（正体）は行儀（行基）菩薩の御作とかや。御たけ忒尺あまりのはく（箔）仏也。脇立はふどう（不動）、びしやもんでん（毘沙門天）、ふつさう（仏像）の御高さ三尺七八寸斗、皆是そこね申候。いわれを筆につくしがたし。あら々々と申候。」。

43) 日野郡「楽楽福神社」の項（『鳥取県神社誌』鳥取県神職会・一九三四、所収）、坂田友宏氏「『楽々福神社について』（『日本の神々―神社と聖地 第七巻 山陰』白水社・一九八五、所収）。

44) 注34の『西伯町誌』、八一頁。

45) 46) 注34の『西伯町誌』、六六頁。

47) 注34の『西伯町誌』、六七頁。

48) 注34の『西伯町誌』、五五九～五六〇頁。

49) 『寧楽遺文 中巻』（東京堂出版・一九六二）、四六三頁。

50) 注30の『伯耆志』、二三〇～二三一頁。

51) 下村章雄氏『山陰の古寺』（山陰古美術研究会・一九五五）、二二五～二二七頁。日本歴史地名大系『福岡県の地名』「内野村」の項。注34の『西伯町誌』、五九～六一頁。

〔付記〕

調査にあたって、南部町教育委員会、南部町佑生出合いの館にお世話になった。記して感謝申し上げます。